

## 特赦、任官 — 東京における秋月胤永

中西達治

一 明治四年十月十三日、秋月と手代木は、高須から名古屋に身柄を移される。版籍奉還に続く廢藩置縣の結果、尾張藩とのつながりが途絶えた高須藩は、単独で立県して経済的に自立することは難しいとして、尾張藩との合併を願い出て許可されたための措置であった。

名古屋での彼らの待遇は、何事にも規則とおりの扱いが徹底しており、高須時代と比べると格段にきびしかった。(手代木喜与の日記『松の落葉』) それでも二人には少し将来についての希望が芽生えていた。十一月に遅れていた明治天皇の大嘗会が催行され、それにあわせて大赦の令が下るといふ情報があちこちから伝えられていたからである。

落ち着かない日々が続く中、十月二十二日秋月は、名古屋の囚居から故郷の弟三郎に宛てて手紙を書いた。以下に引用する手紙は、いずれも悌次郎の弟秋月三郎の曾孫故秋月孝眞家(現在の当主は孝眞氏の妻倫子氏)に伝来している。手紙の本文は、用語、用字を現行の通例に改め現代仮名遣いとしたが、「こしらひ」など彼の書き癖に類する表記はそのままとした。

再啓

御案思も下さるべしと愚慮いたし、更に左の次第も申し上げ候。

一 書物類三十部ばかり、内十両内外の書二、三部有り候。

一 貞宗短刀。美濃国の某、東照公より拝領の由、談有り候品。

一 無銘刀、関兼延の鑑定。これは浩之丞に遣わし候。

一 石州直綱鑑定タカの刀。二尺四寸ばかり、こしらひ付。

一 短刀。こしらひ付き中身と相見候よし。これは浩次の当て。

一 一尺八九寸位の山刀。これは浩次刀の積り。

この外、酒・茶器、家具、瀬戸物、衣類、雑物合して茶箱様の箱へ四つ、明け荷、つづら類四つ、大行李へ一枚、都合これだけの荷物、囚人中に過分の品物、斗南中にもこれ程の道具持ちは余りこれ有るまじくと申し居り候。金札も未だ少々はこれ有り、綿のたぐいも、高須にて三メ目に一両にて買い、又こもとにて糸と綿と合して三両分調え、諸品不自由のものはそれぞれ買い取り、田名部へ参り候間、一応の不自由はなき程に御座候間、御案思下さるまじく。

一 水戸より贈られ候刀、浩之丞至極懇望の様子に御座候間、おついで都合相成り候時、浩之丞へ御譲り下されたく候。

一 鐔、小道具の類、少しは得申し候。

さてさて不思議なる事、世に居り、公用方御代官も勤め候節は、一本の刀も買い候事はこれなく皆貴様のお世話に相成り、今日の日と相成り、かえって刀劍、小道具、文政の具も多分に得、人間の一生計りがたきものに御座候。

右刀劍を得候節は、必ず机の上に備え、お父上様へ御覧に入れ候心地にて、茶果等供え候事に御座候。よってこの度大赦も出で

候うて、私の乗り参り候駕籠を下りて、おかか様を乗せ申し、我荷物の上へ皆様のお荷物、右貞宗の短刀を帶し、お父上様お墓へも参りたく、日夜となく祈り居り候処、その事相叶わず涙にくれてこの書相認め、さし上げ候。

陽月廿二日

三郎様

「陽月」とは、陰暦十月のこと、「再啓」とあるから、これ以前に本信があるはずであるが、こちらは残っていない。この手紙の日付と内容から考えると、高須から名古屋に預け替えになるについての情報が記されていた可能性が高い。

内容は、名古屋でまとめた所持品目録である。

簡条書きのあいだに、手代木と話し合った

これだけの荷物は、囚人身分では過分の持ち物だ。斗南中にもこれほどの道具持ちは余りあるまい。

という感想や、三郎にあずけてある刀の処分法、名古屋で買い入れた品物についての言及がある。手代木とも話し合ったとあるから、手代木も同じような品物を持っていたことだろう。

二人が高須に護送されてきた当初の持ち物は、身の回りの用品程度だったのだから、驚くほどの増えようである。

本人自身が手紙の中で、こんな事を書いている。

不思議なことに、公用方とか蝦夷代官とか社会的に活躍していたころには、刀も買えず、お前(弟)には迷惑を掛けてばかりだったのに、戦犯の身となった今かえて刀剣、小道具、書物や文房具を十分手に入れていきます。人間の一生は分からないものです。またこうも言っている。

貞宗刀を入手したときは、亡き父上にお見せするつもりで机の上に置き、茶菓を供えたことです。もしこの度大赦になっていた

ら、私が乗って帰った駕籠に私の代わりに母上を乗せ、貞宗の短刀を身につけて自分の荷物の上に皆の荷物を重ね、父上の墓参りをしたいと、日夜祈っていたが、その甲斐なく涙ながらにこの手紙を書いていきます。

大嘗会の催行による大赦を期待していたのに当てが外れて残念だという気持ちはよく分かる。だが、この文面からはもうひとつの問題が浮かび上がる。それは持ち帰る荷物の多さである。身の回りにあるものに加えて、高須を去るにあたっては綿の類を買い込み、名古屋でも糸と綿とを買い込んだという。秋月にすれば、囚人としての生活の中で、営々として貯めたものであり、斗南に戻った時の生活のためなのだから何等気にはしないといいたるところだろう。

しかし、故郷から僅かばかりの家財のみを持って斗南に移住した旧藩士達にとつては、旧会津藩をミスリードした責任者として他藩に抑留されていた人物が、ひとかどの財産を持って赦されて戻ってきたという事になると、どういうことになるのか想像に難くない。

思い出されるのは、岡鹿門が描いた昌平饗の助勤、舎長時代の秋月のエピソードである。

韋軒ハ会人ニテ、悪衣菲食、廉潔儉約ハ本領ナルニ、加藩新刊ノ欽定四経、水戸諸儒新刻本始メ、坐右為レ堆。書生ノ得意ヲ示シ、外警以来、武具大流行、薩摩ニ古来革具足アリ。在邸ノ坊主大山田阿弥大山格之助ト云異様ナル奇人アリ。此時、聖堂ニ擊劍盛行、時々同藩人ヲ来訪、衆ト闘ハス。此人革具足製造法ヲ伝フト聞キ、韋軒、書生不似合ノ黄白ヲ投ジ、田阿弥ニ製作ヲ頼ミ、如何ニモ薩ノ尚武国ニ伝ハル世間無類ノ堅牢美麗ナル新製甲冑ヲ舎長寮ニ飾リ、在寮満員ヲ会集、茶菓ヲ供シ、時節柄、武備談ナリ。此ハ尚武ノ本心ヨリ出デタルニセヨ、諸藩屈強書生ハ内心嘲笑。

韋軒（悌次郎の雅号。儒者仲間として雅号で呼び合った。）は、会津出身で粗衣粗食（悪衣菲食）清廉潔白、儉約を本領としていたが、役料を支給されるようになってからは、加賀藩が出版した『欽定四経』、水戸の儒官の新著を始め座右に買い求めた書物をうずたかく積み上げた。貧しい書生には出来ないことで、これが如何にも得意そうに見えた。

このころ薩摩藩の寮生を訪ねてくる、撃剣の得意な薩摩藩の茶坊主の円阿弥（大山綱良。後に鹿兒島県令となり、西郷軍に荷担、長崎で切られた。）という変わった男がいた。

悌次郎は彼が薩摩ふう革具足の製造法を伝えていると聞いて、諸生には不釣り合いな大金を投じて彼にその製造を依頼した。出来上がった革具足は堅牢美麗、薩摩の尚武の伝統を伝えるものだったが、彼はそれを自分の居室に飾り、寮生全員を集めて茶菓を出してお披露目をし、時節柄武備談話を催した。これは悌次郎の尚武の気持からでたものであったにせよ、各藩から選抜されてきている屈強な書生一同内心では嘲笑していた。（岡鹿門『在臆話記』、中央公論社版『隨筆百華苑』）

これが、同僚といっしょに悪所通いをして、散財したということなら、誰も文句は言わなかっただろう。悌次郎にとつては大まじめなことだったに違いないが、他の人からは、これ見よがしに見せびらかしているとは思われない。

今回の様子も、国元から移住して辛酸を嘗めた人たちから見れば、同じ事が云えそうである。その辺りに、悌次郎の他の人との感覚のずれが見えてくる。秋月が才能があるにもかかわらず、地元で人望がなく、トップリーダーにはなれなかった原因の一つがこんな所にあつたのかも知れない。

二

十月二十九日、二人に青森県への預け替えが通知された。この件に

ついて、十一月二日、斗南にいた手代木喜与子も青森県から、直右衛門は斗南にて親類預け、宿元に預け置くという命令を伝達されている。（手代木喜与日記）同じ命令は秋月の妻美栄の元にも届いていたはずで、留守家族にも通知されていたことが分かる。

青森県は、明治四年九月、廃藩置県の結果成立した斗南県、弘前県、黒石県、七戸県、八戸県、館県（明治五年、北海道開拓使に移管）の合併により成立した弘前県が、県庁所在地を青森としたため改称してできた県である。

斗南藩再興に際して、旧会津藩士は、斗南に移転するか、会津に残るかを選択を迫られた。手代木一族は、一族の佐々木家とともに斗南に移住、秋月の一族では、悌次郎の家族は宗家丸山家、親戚長崎家と共に斗南に移住していたが、兄の甥が後を継いだ本家と老母を扶養していた弟三郎家は会津に残っていた。だから彼らは、斗南が本籍ということになる。青森県預けということは、旧幕時代の国元預けにあたる。

この辺りの経過は、秋月が東京を離れる直前に書いた十一月二十九日付けの手紙に詳しく記されている。

久しくご機嫌あい何わずご案思申しあげ候。ますますご清福にいらせらるべしと恐察し奉り候。私ども兩人あいかわらず無事に御座候あいだ、ご安慮申し召し下されたく願ひ上げ候。

さて、私ども事、先月十三日高須より名古屋へ移り（これは高須藩名古屋合併改めの事なり）、同じく二十九日青森へお預けの旨申し渡され（これは斗南藩、津軽へ合併の事なり）今月朔日名古屋出起、舟行にて勢州四日市と申すところへ参り（ここは、東京往來の船かかり場所なり）、同所にて舟待ちいたし上船（ただし蒸気）、海上しごく穏やかにて七日午後過ぎ品川へ着船、九日青森県へ引き渡し、元津軽上屋敷へ移り、しごく丁寧の取り扱ひ

三

にて限りなき喜びに御座候。かつ申し聞け候、ご親類へお預けの事に願ひ済みあい成り居り候あいだ、お宿元にてご謹慎に御座候。これまた一段の大慶に御座候。しかるところ火急の発ちゆえ、跡の取り片付け、荷物の持参は浩之丞に任せ参り候。これもこの程安着つかまつり候。

元来大嘗会のご大礼にて大赦これ有る風聞ゆえ、もしやその儀ならば罷りのほり、おか様お始めにお目通りもあいなるべきかと日夜祈り居り候らえども、今もつて何事もあい聞こえず、よんどころなく来る二十五日出起にて直に青森県へ参り、ここより野辺地通りお姉様へお目に掛かり、田名部へ参り候都合に御座候。

さて、この度は白川を通り、僅か十五里の事空しく故郷を見過ごし、拝謁することあたわず、一生の残情に御座候。心中お察し下さるべく候。

これによれば彼らは十一月一日、舟で名古屋を出発して四日市に向かい、そこで船待ちをして蒸気船に乗りかえて、七日品川に到着している。東京行き交通手段がいつの間にか蒸気船に変わっている。名古屋から四日市に来て船待ちをするという事情は、現代ではなかなか想像できない。

高須から名古屋に移り、さらに半月足らずで東京へ、七日東京につき、九日青森県に引き渡しというあわたたしい移動だったが、後始末を任せてきた浩之丞とも東京で合流できたこと、斗南に到着後は、親類預けが認められた事を報告する一方で、十一月に行われる大嘗会による大赦があれば会津若松で母始め一族に会うことが出来ると思つたが叶わなかつたこと、斗南へのルートは、白河経由で直行、回り道が出来ず残念がつている。

一、四郎右衛門早速参りくれ、その節は未だ浩之丞も着にあい成らず、いろいろと心配世話致しくれ候。算学は大分上達、いよいよ

よ勤学の趣き、同塾の者も申すことに御座候。

岸栄も参りくれ候ところ、塾生の教授ら悉皆四郎右衛門様お引き受け下され格別のご上達と申す事に御座候。先ずもつてご同慶の事に御座候。

一、四十両金札の儀、つとにあい達し候事と存じ居り候ところ、この度四郎右衛門に直に承り候らえば、岸栄へ用立て、同人返却これなく、未だ差し上げ候らわざる趣に御座候。実は同人不安心ゆえ佐瀬八太夫に托し候ところ、八太夫うかと同人へ渡し、同人八太夫へはつとに若松へ遣わす趣申し置き、私どもへも程よく申し残し置き、四郎右衛門不義、薄情しだらなき事沙汰の限りに御座候。かねて私の気性なれば容易には差し許し難き次第に御座候らえども、一寸の面会千里の別れとあい成るこの身、深く腹立て候らわば方々当たりも出で来、同人の迷惑は勿論の儀に候あいだ、少しも腹立て叱りは申さず、おだやかに筋合いを説き聞かせ論し候きりに御座候。同人も実は何程か叱りを受くべしと深く心配のよしのところ案外にて大喜び、日々参り手伝いくれ候あいだ、この段少しもご案思下さるまじく候。しかるに右金札の儀、已に貸し置き、二月返却の事に証文まで取り、ただいま返却と申すには何とも参り難き趣、栄も参り候て直談の事に御座候。その意に任せ、利息付きにて来二月佐瀬八太夫へ戻し候はずなり。八太夫受け取り次第、同人より差しあげ候あいださようご承知下されたく候。

四郎右衛門は丸山家の当主胤孝のこと、浩之丞の実兄にあたる。彼は算学修行中で、斗南にも行かず東京に居て胤永から長らく援助を受けていた。胤永が東京に着くとすぐ彼の所にやってきて、何かと世話をしたのである。算学が上達して他人の面倒も見てくれているという周りの人たちの証言は良かったのだが、胤永にとって心外な事

実が判明した。

この春、一族の先行きを心配して三郎宛に送ったはずの四十両を、胤孝が岸栄という人物に貸し渡ししてしまいまだそのままだというのだ。胤永はもともと胤孝がだらしがないことが分かっていたので、佐瀬八大夫に托したところ、彼はうっかり胤孝に渡ししてしまった。胤孝は佐瀬には早速若松に送るといい、こちらへもそこそこにいつてきたので分からなかった。

胤永は、「不義、薄情しだらなき事沙汰の限り」と慨嘆し、いつもの自分ならとても許せることではないが、今の身の上では腹を立てたまま別れて後に悔やむことになってはと思い、穏やかに説教したところ、本人はひどくしかられると心配していたようで、ほっとした様子で何かと手伝ってくれている。岸栄には直談判してすぐには無理だということで約束通り来年二月返却という証文も取った、利息を付けて佐瀬に渡すということになったので、佐瀬から送ることになっているのでそう心得ておいてほしいと、改めて三郎に報告している。

高須在留中に胤永が親族のためと思ってしたことが全く実行されず、結局その後始末まで自分でしなければならなくなったことが分かる。細かなことに気をつけて準備万端整えたつもりが、全く功を奏さなかった。以後もこんなふうにな身に裏切られるような事態が何度も起きている。

一、移住の儀、先ごろ萱野安之助参り候節申しあげ、この節の様子なれば若松へご居住申しあれ候ところ、今もって御地住居と申す事六かしきよし承り深くご案思申しあげ候。実はこのたび大赦出で候らわば罷り上り、つごう次第田名部へご同道申しあげ、御姉様または御叔母様方ご一緒の酒盛りにも致しみたくと楽しみ居り候らえども、何とも不如意の身の上にて、返す返すも孝養行き届かず、深く恐れ入り心残りに存じ奉り候。しかるところ田名

部の方骨折り、畑作いたし候ものは不自由も少なくご褒美などこれ有り、すでに手代木奥方など、十四以下の子供相手にて大小豆、そば、芋、大根など沢山取り上げ、格別のおほめもこれ有るよしなり。私どもはいろいろ勘考も御座候あいだ、これより十年の間は酒もやめ非常の勉強節儉、八三郎などは目の下に見る程金持になるつもりに御座候。来二月は四十余両の金札かならず参り申すべく候あいだ、ご示談の上御皆様のよろしき処へお決め遊ばされたく存じ奉り候。

萱野安之助は、萱野権兵衛長修の実弟、後に三淵隆衡と改名している。彼が高須に来ていたことは、秋月の高須からの第四信によって知られる。「移住の議」とは、斗南移住をすすめたが、会津若松にいる方がよいと思い返したことを伝えたことをいう。ところがここには「今もって御地住居と申す事六かしき由」とある。

戊辰戦争後降伏した会津藩士等は、新政府軍指揮の下におかれ、近郊の宿所に分散していた。野口信一著『会津戊辰戦死者埋葬の虚と実 戊辰殉難者祭祀の歴史』によれば、丸山一族と秋月家とは牛沢局にいるが、戊辰戦争後そのままその場所に居住していたわけではなかった。ここにはしなくも「今もって御地住居と申す事六かしきよし承り」とあることで分かるように、この当時はまだ若松の旧宅に戻れていなかったのである。

大赦があったら母、三郎共に田名部に向かい、そこで一族そろっての酒盛りをしたいと思っていたが当てが外れた、とはいえず斗南では銃農の効果が顕著に表れているということは、手代木喜与の手紙でよく分かった、といひ斗南の生活に大きな期待を寄せている。実際彼女は明治四年三月、三歳の松平容大が藩内を巡見した時、長女元枝とともに道普請に出て、女性として開墾に精を出したことを認められて鎌一

振りをもたらしている。（『松の落葉』） こうしたこともあって秋月は斗南の生活に樂觀的だったのである。

この後に斗南における生活設計が記されている。

自分にも考えがある。とにかくこの十年間は、酒を止め、特別に勤勉節約に努め、八三郎などを見下すほどの金持ちになるつもりだ。

雪深い斗南の地で自分は人生を再出発させる。勤勉努力して大金持ちになるなど、八三郎という人物がどれほどの金持ちだったのかは分からないが、ここにはこれまでになかった胤永に具体的な生活設計が描かれている。

この後、傘寿のお祝いに買ったちりめん古着は、高須で月々の飲酒料を節約して買ったもので、新しいものより品柄がいいと思うが裏地だけは換えたとか、同じく贈り物として瀬戸の八十三歳の陶工に作らせた母が信仰している大黒様のこととか、母への思いを綴り、

私事大赦にても出で候らわば何時なり、すぐさま罷り、ご機嫌伺い奉り候あいだ、これのみお待ち遊ばし下されたく祈り奉り候。已上

と結んでいる。

### 三

十一月二十五日、二人は青森県役人に付き添われて東京を出発した。彼らは奥州街道を北上して白河経由で野辺地から田名部に向かった。

奥州街道は、郡山から二本松を経て福島に向かうルートで会津若松は通らない。囚人として護送される身だから、寄り道をして母に会うことはもちろん許されない。故郷をよそ目に眺めて、家族の暮らす青森に行かねばならない倅次郎の心中は、複雑なものがあった。

『韋軒遺稿』中に「冬日赴青森」という詩がある。詩中「このところ、赦されて還るにあらざれども、赦さるるがごとし（此処非赦還如赦）」といい、さらに、老母が残り留まっている故郷をよそに、囚人として最果ての地まで送られる我が身を、

望吾妻山作。

吾妻山を望みての作。

曩吾妻兒移住斗南。

先に我が妻兒斗南に移住し、

老親独留在鄉。

老親独り留まりて郷にあり。

僅隔斯山即会津。

僅かにこの山をへだて、即ち会津なり。

雲晴天半玉嶙峋。

雲晴れ天半玉嶙峋。（山がきびしく聳え立つ。）

老囚誰識笑中淚。

老囚、誰か知らん笑いの中の涙。

唯見吾妻不見親。

ただ吾妻を見て、我が親を見ず。

と歌っているのは、こうした事情があったからである。

この詩の制作事情が「刀史」其五「友于刀」に記されている。

明治四年辛未十月量移。自愛知県赴青森県。途經岩代。磐梯吾妻諸山歴歷在目。曩日余妻子既移住斗南。（割り注 先是我旧君家再造。封陸奥北陲。治田名部。藩名為斗南。）

母氏独留若松。嫂氏与三郎侍養焉。今過其近地。而法不得往謁。

極為遺憾。乃遣胤浩代告量移之喜。且候安否。（割り注 詩曰。僅隔

斯山即会津。雪晴天半玉嶙峋。老囚誰識笑中淚。唯見吾妻不見親。）

此時風雪連日。愈北愈甚。三郎与旧僕稻村善之丞。冒險及余於藤

田駅。相見大喜。離情慘澹。贈一縑袍相慰。少陵詩所謂漫相逢

是別筵。其此之謂歟。

吾妻山を通り過ぎるとき、三郎と、嫂が付き添っている母とに会えないことが残念で仕方なかった。そこで、同行していた胤浩に、青森に移されることを報告し、ご機嫌うかがいするため若松に向かわせた。詩を作ったのはこの時である。第二句の「雲」が「刀史」では、「雪」となっている。

風雪が連日激しく北上するに従ってひどくなるばかりだった。三郎は、もと家来だった稲村善之丞とともに福島近くの藤田（現在の伊達郡国見町）まで艱難を冒してきてくれた。嬉しいこと限りがない。厚絹（綿）の綿入れを与えたが、杜甫が「忽漫相逢是別筵」（今とつぜん会って喜び合っているのが即ち別れの宴席ということか。）とうたっているのはこのことかと実感した。

年末の奥州街道の旅は難渋をきわめた。先に見たような諸道具、綿、糸などまでを持つての大移動である。風雪が激しく十九日ようやく野辺地の長崎家に到着した。長崎家は、悌次郎の次姉ツヤの嫁ぎ先で、当主尚志はその子である。

悌次郎が高須に抑留されるとき、長崎幸右衛門が浩之丞宛てに書いた手紙によれば、丸山友吉（悌次郎の長姉キヨの嫁ぎ先。友吉はその子。）、幸右衛門、津田庄吾、いずれも田名部に移住しており、悌次郎の妻美栄と子の浩次は長崎家に同居しているということだった。野辺地に長崎家があったということ、何らかの事情で美栄、浩次は田名部に残り、長崎家だけがこちらに移住してきていたのだろう。

その後彼らは青森県庁に出頭して手続きを済ませ、二十七日長崎家に戻った。悌次郎は長崎家預けとなったためにここに留まり、手代木は二十八日、手代木宅寛（息子）と佐野貞次郎とに警固されて田名部に向かい翌日到着した。この時浩之丞は、義母と弟を野辺地に迎えるために手代木と同行している。

野辺地での秋月の住まいは、長崎家より四、五丁離れた野外れの百姓屋だった。元から建っている一軒家なので、とりあえず苦労はなかった。

悌次郎は一家そろってここで年末年始を迎えた。悌次郎が浩次に会うのは初めてである。彼が会津若松を離れた直後に生まれた浩次はもう四歳になっていた。

## 四

版籍奉還、廃藩置県によってこれまでの土地と人間との関係は一変しているのに、悌次郎にはまだその本当の意味は分かっていなかった。

明治五年一月六日、太政官は松平容保、喜徳の罪を赦した。同じ日秋月、手代木にも恩赦の命が下された。

しかしこの太政官命令は、雪深い本州の最北端にいる秋月のところにはすぐには届かなかった。

野辺地に落ち着いた秋月は、一月十五日、若松の三郎宛に手紙を書いている。

新年の挨拶から始まるこの手紙は、前年の野辺地到着以降の経過を記し、以後の身の振り方にまで筆が及んでいるが、恩赦のことは何も書かれていない。

従来、東京において、容保公父子に恩赦の令が出された一月六日もつて、秋月、手代木等戦犯も赦されたということになっているが、交通通信事情の悪かったこの当時、情報伝達に落差のあることが知られる。

「新禧の御慶、□□御座なく候。」と始まる手紙の中身が興味深い。先に記した十九日野辺地到着以後の経過を細かく記した後に、いっしょになった妻美栄、浩之丞から改めて「困難以来妻子共、別段お世話にまかりなり、金子始め品々下され候」と聞かされ、「至極ありがたく□候ことに御座候。ひつきょうおかげをもって妻児共無事生活□□謝し奉り候。」と謝意を表す。そうして

小子も再生の心地、珍しく挙家酒もり等いたし候ことに御座

候。居所は姉様御住居より四、五丁離れた野はずれに百姓屋にて、至極安気に御座候。委細の事浩之丞よりお聞き取りくだされたく候。

と、近況を報告する。酒は飲まずに頑張るといった先便のことばとはまるで違った姿である。

続いて三郎の刀を作るための費用など差し追った生活費に及び、先便で利子を合わせて贈るといつていた四十両について、利子だけは浩之丞に渡してくれるよう頼んでいる。そんな状況でも気になるのは一族のこと、

貴様ご夫婦くらいお出で候て、何ともお御世話申すべし。万一切御一人になられ候とも、決してご御心配なく私方へお出で下され候様致したく、きつとお引き受け申し候。ひつきよう大勢の兄弟貴様一人にて、御老人様ご孝養くだされ候お札にも相勤め申し候あいだ、この義必ずお忘れ下さるまじく、おみゑ、浩之丞へもきつと申し聞け置き候。さりながら先書申し入れ候とおりに、丑彦養子にいたし貴様の家を立て候方しかるべきや、また考え候に、お常養女にいたし婿取り候もよろしきや。さすれば丑彦はやがて別に一家を立て候てもよろしく、津川へ遣し候ことは、入費も沢山懸かり容易に行き及ぶまじく候。

三郎夫妻が斗南に来ることになれば、必ず面倒は見る、お前の妻だけになつても当然だ、兄弟姉妹がたくさんいる中で一人で親の面倒を見てくれたのだから、この点は妻や息子にはつきり言っておく。

兄の遺児丑彦を津川（津川地域を開拓した丸山家の分家）の養子にだすと、いう話があるようだ。問題は三郎家をどうするかだ。丑彦を養子にして一家をたてるか、兄の娘ツネを養女にして婿を取るか、その場合は丑彦は分家として別に一家をたてればよい。とにかく津川の養子話は、費用もかかるし簡単ではない。

この手紙の末尾にも

何分にも貴様戸籍若松人に治定の事第一、養子、養女の事第二、何にも産業の基本と貴様の家の立ち候事大切ななり。

と改めて記している。彼にとっては丸山一族の運命が一番大切な問題だった。

最後にこの後の自分の身の振り方について、

私こと、先にこの地へ落ち着き候らえども、野口九郎大夫様親切の考えには、青森の豪商経費右等に引き受け致させ、同所へ移り候方しかるべしと話し合い居り候。いづれ御同様晩年の事に御座候あいだ、実着の移住の義は見合わせ御座候方しかるべし。

私は取りあえずここ野辺地に落ち着いたのだが、青森の豪商に私の身元引き受け人になつてもらい、そちらに移った方が何かと便利ではないかと、親切なことに野口九郎大夫が考えてくれた。なにせお互い年だし、実際に野辺地に移住という話は見合わせたほうがよいだろう。

野口九郎大夫成元は旧会津藩士三百石、戊辰戦争当時は秋月と同じく軍事奉行添役をつとめ、開城式にも関わり、斗南県大属から青森県職員になつていた。

野辺地に着いた時から秋月の身の振り方はまわりから注目されていたのだ。

## 五

悌次郎のもとに特赦の令状が届くと、彼は若松に向かう準備を始めた。

彼が特赦を受けたことが分かると、青森県出張所に若森県（現在の茨城県下にあった。）から早速、参事か典事かに任命したいがと打診があった。この時彼は母の面倒を見るということを最優先に考えて、そちらの話は断つてもらった。

彼が長崎家に嫁いでいた次姉ツヤと共に若松に着いたのは、三月一日の夕方だった。彼は若松関係者など旧藩以来の地元の人たちへの挨拶回りを済ませ久しぶりに母や三郎夫妻に会った。母は健康そのもの



ので悌次郎は思わずうれし涙をこぼした。これまでは何かという一族の皆が母と一緒に暮らしている三郎を頼りにしてきたから、これからどうするかじっくり考える必要があった。

この時若松県参事だった旧藩時代からの友人岡部綱紀が、秋月に「貴君には老いた母親がある。若松県で教職に就いて母親を侍養してはどうか。」

と親切にいつてくれた。

悌次郎がこの申し出を受けると、若松県は悌次郎を教育職副教授として採用することに決め、官舎の手配もしてくれた。彼は母とともに若松に永住するつもりで着々と準備を整えていた。

そんな時彼のところに東京の役所から御用召しの呼出状が届いた。彼は急いで上京の準備を進める。三郎の日記によれば、胤永は三月十四日若松を出発、三郎は滝沢まで見送っていた。彼はこの時、一人の少年を連れて行った。後に三郎家の養子となる高野京三郎である。

悌次郎は、二十日東京に着いた。この時の感慨は、『韋軒遺稿』に収める次の詩によって知ることができる。

特赦任官。因賦。 特赦、任官、よつて賦す。

囚余措大有余榮。 囚余の措大に余榮有り。

九死何図得一生。 九死、何ぞ一生を得るをはからん。

地下故人心笑我。 地下の故人、まさに我を笑うべし。

厚顔復入帝王城。 厚顔、また帝王城に入る。

囚人上がりの書生っぽうに、名譽なことだ。

必死の抗戦で、生き延びようとは思ひもしなかった。

地下に眠るかつての戦友たちは、きつと私を笑うことだろう。

厚かましくも今また宮城のある都に戻ってきた、と。

これはこの時の秋月の詐りのない心情だろう。

この前後の事情は、三郎宛に出された三月二十二日付けの手紙に詳

しく記されている。

この手紙は、

出起前、何かと万方ご心配下され、御入費たくさん、遠方までお見送り下され、若年遊学中の思いをなし、友子の情深く忝く謝し奉り候。

と、若松を出発するに当たって多大な費用が必要だったにもかかわらずいろいろ手配をした上、遠くまで見送ってくれたことに感謝し、遙か昔学問修行のため初めて江戸に向かった時のことを思い出したと、三郎に感謝することはから始まっている。

その後赤津に泊まり、粕川を下って二十日東京に着く。その日すぐに旧主松平容保邸を訪問、ご機嫌うかがいをした。家令岩沢からは、広沢富次郎もすでに東京していると聞かされるが、いずれも秋月の出京を喜んでくれたという。

しかるところ、右両人の物語にすでに天朝より下され候あいだ、この度はよほど結構の御役とあい見候。青森県へそのこと申し参り候はずなりと申され、よしあしはともかく、かねてそこもとにて拝命の学職これ有り。したがって内情の次第お話し合ひ致し候通り、三十日に過ぎずあい果たし申すべき心込めのところ、またまた天朝の御用申され候ては、この罪余のもの、有り難きこと身に余り候らえども、おかか様御傳養の手はず、内情行き違ひ、何とも困り入り、遮ってお詫び申し上げ候道はこれ有るまじくやと、示談いたし見候らえども、絶えてその道も御座なく、実に困却仕り候。

もつともその前若森県と申すより、元の土浦辺のよし、私を参事、典事とかに用いたしとて、青森県出張所へ掛け合ひこれ有り候よし、右らの都合ゆえ、人々にただただ祝言など下さるるばかりに御座候らえども、自分の心中如何いたさんと苦慮最中に御座

候。

彼らの話では、今度の呼び出しは天皇の命令だそうで、結構重要な役職らしい。この件はすでに青森県にも伝えてあると言われた。良いか悪いかはともかく私は、青森県ですでに学職を拝命しているから内輪の事情を話して三十日以内に決着をつけるつもり、改めて天皇の命令と言われると、罪余の自分としては有り難いことではあるけれども、決めていた母の扶養も出来ないことになる。誠に申し訳ない。これ以前にも土浦あたりにある若森県から、私を参事、典事とかにしたいと、東京にある青森県出張所に言ってきたそう。こんな工合で人からはお祝いを言われるばかりけれども、どうしようもなく心底困り果てている。

秋月にとつては、中央政府の役職に任命されることは全く予想外だったことが分かる。「この度はよほど結構の御役」とあるがこのころにはまだ秋月と手代木とが、どういう役職に就くのか分かっていなかった。とにかく彼は、はじめの計画通り若松に戻り、母を扶養しながら福島県の学職に就くことを最優先に考えていたのである。

昨日御隠居様お始めへお目通り、久しぶりにてお皆さまご満悦下され、御酒たくさん下され、まことに康健やか、ご無事にあそばされ、嬉しきあまり暫時涙にてお話し申し上げかね候。

この手紙の書きぶりからすると、東京に着いた時にはとりあえずその足で旧主のもとを訪ね、翌二十一日改めて出掛けて歓待されたということだろうか。話を断つて若松に帰るつもりだとは言い出せなかつたようだ。

このころの彼の思考範囲は、母を中心とした家族、同族の動向に限定されていた。

一 浩之丞も後藤殿へ参り居り候よしのところ、その頃少しく病氣のよし、昨日あい訪ね候ところ、四郎右衛門同方へ同宿養いくれ、大分よろしきところに御座候。今日も見舞候らえば、さらに

よろしくあいなり候。元は腹内へ腫物出来、一時は大分痛み候よし、しかるところ、後藤殿は第一等のお役人ゆえ、この節の名医湯沢某と申す人へ頼み下され候。よつて治療も別してはか行き、大仕合わせに御座候。

後藤というのは、後藤象二郎のこと、彼は旧土佐藩士、山内容堂の信任あつく慶応三年十月三日、容堂と連署して大政奉還建白書を提出、これが十四日の大政奉還となる。秋月らは、この前後後藤らと頻繁にあつて情報交換をしていた。明治維新後は要職を歴任、このころは明治四年七月に創設された左院の議長を同年九月から務めている。後藤宅で、腹にひどい腫れ物が出来て痛みを苦しんでいた浩之丞を、後藤は、当時第一級の名医に治療させた、その予後の回復のため四郎右衛門胤孝（実兄）が世話をしているという事になる。

秋月は、自分が地方に引き籠もることになったため、浩之丞の将来を考え、旧幕時代の人脈をたどつて、後藤の書生に頼み込んでいたのだろう。病気になった浩之丞を、後藤の口利きで名医に診せることが出来てよかつたというのだが、こういう事情を知ってみると、後に明らかになる左院少議生という役職も、後藤の声掛かりだったという事なのかも知れない。

六

この後にも家族の身の振り方についての注意が続く。

一 新町お姉様ご在留の義は、この上五十日のあいだ願ひ候よう、幸右衛門へ申し遣わすべく存じ候らえども、日限御座候ては、面倒に御座候あいだ、老親養病を加え候趣をもつて、当分の内、療病として若松へ逗留仕らせ候て出願候よう申し遣わし候あいだ、ご心配あらせられず候よう願ひ上げ候。もつともその内には、何とか私若松へ参り候義も御座候らわん。ただただご心配な

くご在留、私の参り候までいらせられるよう、または東京見物として暫時なり、入らせられ候らわば、駕籠料差し上げ申すべく候。

長崎の姉様の若松逗留の日限を五十日間延長してもらうよう青森の幸右衛門に言つてやるつもりだったが、期限付では面倒なので、老母の介護のためという名目で当分の間逗留できるようにしておいたので、心配しないようにしてほしい。その内にはなんとか私も若松に戻ることがあるだろう。何とか私が行けるまでいらつしやるように、もっとも東京見物がしたいとのことなら、交通費ぐらひは送りましょう。

長崎家は悌次郎が国元預けになった際、身元引受人となつていた。当時は移動にはもちろん役所の許可が必要だった。この年の夏斗南から妻美栄と二男浩次が上京する際、三郎の手配で移動の許可願いが出され、各地の継ぎ立ての認め印を押された書類が秋月家に残されている。

姉の旅行延長願いに気を遣う一方自分の家族については、

一 前文の都合ゆえ、かねてお頼み申し候斗南行き妻児迎への義、もすこし先になしうだされ候いたく、この義善之丞へよろしくお頼み申上げ候。

三郎に斗南まで迎えに行つてもらうように頼んでいたけれども、東京での身の振り方が決まっていなから、先延ばししてほしいと頼み、

一 京三郎いたつて達者、その上謹慎少言しごく結構に御座候。同人親見送りの礼始め、右の次第家族へお伝え下された候。

この節、朝廷の御用召しについては、永留ともはかりがたく京三郎先ずもつて留京仕りたしとて申し出で候あいだ、その意に任せ候あいだ、この義も親はじめへお伝え下された候。

一 □□へ 遠方送りくれ候礼、始めご老人にも貴様へご同居よ

ろしく頼み候義、よくよくお頼み下された候ほか、若者の振りよく御鶴声下された候。

同行してきた高野京三郎についても評価していることを実家に伝えるよう依頼、それと共に今回の東京への呼び出しが一時的なものではない可能性があるとして、彼の処遇についても配慮し、若松にいる若ものへの伝言など、細かな気配りをしていることが分かる。

一 この上は、少し気長にいたし、御本家ならびに貴様御家、拙家族共自産あい立ち、土地居宅ども持ち候ようくばり候あいだ、貴様もその心配りにてただただ恭順勉強、決して過ちこれ無きよう、第一に御座候。もはや晩方ゆえ、いろいろの過失出で来候ては、療治に手間取り、生涯の内に自産の見つめ御座なく候。ご用心第一なり。しばらく内外の処事、物事に条理あい立ち、何時なりと申し開きあいなり候ようなされたしと祈り候ほか他事御座なく候。 不乙

三月二十二日 悌次郎

三郎様

現在の悌次郎の関心は、本家、三郎家と自分の家の三大家族が、自立した収入を得られること、土地と家屋を手に入れること、その目標を達するために体制に順応し真面目に勉強、間違ひのないようにしたい、もう人生の終わりに近いから、間違ひをすればなかなか元には戻れない。くれぐれも用心してもらいたい。「内外の処事、物事に条理あい立ち、何時なりと申し開きあいなり候ようなされたし」ということには、これまでの経過を踏まえた彼の思いが凝縮していると云えるだろう。

七

この後の悌次郎の動きを、明治五年四月一日に弟三郎に宛てて書い

た手紙によって確かめておこう。

梯次郎は、上京後四谷の高須松平家にも挨拶に出向いた。その時は容保の生母善孝院も同席し、酒食のもてなしを受けるなど、予想外のもてなしを受けた。

東京での官職について梯次郎は、こんなふう書いている。

着以前左院より太政官の内、御政事の先所を正院と申し、議事のところが左院と申しずいぶん権ある役所なり。御用召しにて、召し状すでに東京を発し候よしにて、皆々結構なりと祝いくれ候つごうに御座候らえども、若松にてすでお役を蒙り、官居もお渡しにあいなり候つごうゆえ、内外、今日明日とお待ちくだされ候ところ、右のつごうにあいなりまことにもつて当惑つかまつり候らえども、遮てあらかじめお詫び申し上ぐべき様も御座なく、さてさて困り入り候。

若松にいたとき、太政官の内、議事を扱う左院という役所から召喚状が出されたということで皆が祝ってくれたが、（本人のところにはまだ届いていなかった。）若松ではすでに官舎も決まっていたのに、若松の役人も家族も今か今かと待ってもらっていたところに、こういうことになり、話を打ち切ってお詫びするわけにも行かず困り切っている。

しかるところ、二十四日出頭つかまつり候ところ、少議生と申す役に任じられ候。これは、八等の官にて、一月の月給七十兩に候。このほどまでの貧乏の囚人、身に余り有り難きことに御座候らえども、右のつごうなり、おおか様お姉様のお力落とし下され候わんと、心配つかまつるばかりに御座候。

二十四日、左院に出頭して八等官少議生に任じられた。月給七十兩である。高須抑留中の三年の間に四十兩を蓄えたと喜んで知らせていた境遇から月七十兩の定収入を得る身になったことはうれしいが、母や姉がっかりすると思うと気がかりでならない。

ここではじめて太政官の組織、左院の位置づけ、職務についての説明を受けたはずなのだが、彼の関心はあいかわらず自分の置かれた立場についてである。

一 内々申し上げ候。せんだつて中若松の官員参り候あいだ、同人へ私こと、若松の役に転じ候よう、頼みおき候らえども、ほしいままなる義ゆえ、昨今のこととは申せ、ここもとにて私より内願もいかが□□行き当たり候ことに御座候。

内緒の話だが、先日若松の役人が上京してきた際、自分を若松に転任させるように頼みはしたもののあまりにも気ままな願いだとなつていいる。

故郷での一族共生の思いが強い現在の梯次郎には、中央政府の役職を与えられたことにメリツトを感じる余地がなかったようだ。若松にいる家族に対する手紙だからこういう内容になったということがあったかも知れないが、明確な知識を持つて臨むほど左院について知らなかったこともあったのだろうか。

八

明治四年七月十四日、廢藩置県を完了した政府は、引きつづいて七月二十九日、太政官の根本的な改革を実行し、太政官職制および事務章程を定め、太政官を正院、左院、右院の三院制とした。

正院は、「天皇臨御シテ万機ヲ総判シ、大臣納言之ヲ輔弼シ、参議之二参与シテ庶政ヲ奨督スル所」で、太政大臣（一員）以下、位階相当の役職者が置かれた。（太政大臣は正二位。）

左院は、「議員諸立法ノ事ヲ議スル所」で、議長一人（参議ヨリ兼任シ又ハ一等議員ヨリ任ス）正三位）と一等、二等、三等の議員および書記によって構成される。また右院は、「各省ノ長官当務ノ法ヲ案シ及行政實際ノ利害ヲ審議スル所」で、諸省長官と次官をもつて構成される。

この官制は明治五年一月二十日改訂されており、従来の位階制から等級制に変わる。秋月が任命されたのは、奏任官筆頭の八等職だった。同年八月の改訂では奏任の少議官が一等から三等まで三官に分けられているが、秋月は明治七年五等議官に昇任しているから議生筆頭の一等議生だったと思われる。

【左院役職変遷表】

(新人物往來社『日本史総覧』VI「明治初期太政官官制一覽」による。)

任命形式	明治四年七月二十 九日制定	等級	一等	明治五年一月二十 日改訂	明治五年八月二十八日 改訂
親任	正三位 議長	一等	議長	副議長	議長
	從三位 一等議員	二等	副議長	大議長	一等議員
	正四位 二等議員	三等	大議長	中議長	二等議員
	從四位 三等議員	四等	中議長	少議長	三等議員
勅任		五等	少議長	大議長	一等書記官
		六等	中議長	大議長	二等書記官
		七等	中議長	中議長	三等書記官
		八等	少議長	大掌記	一等書記生
奏任		九等	少議長	大掌記	二等書記生
		十等	少議長	中掌記	三等書記生
		十一等	少議長	中掌記	四等書記生
		十二等	少議長	少掌記	五等書記生
		十三等	少議長	少掌記	一等筆生
		十四等	少議長	少掌記	二等筆生
		十五等	少議長	少掌記	三等筆生

左院事務章程によれば、左院は議員が諸立法の事を議する所とされ、新たに制度条例を創立しあるいは従来の成規定則を改めるなど、正院の下議と本院の建議を問わず、審議決定して正院に上達するものとした。議事は多数決により決し、可否同数であるとき議長長の決する所による。この左院制は江藤新平の下で立案され、フランスのコンセ

イユードの制にならったものだったという。左院は明治八年四月十四日廃止され、元老院が設置されるまで、建白の受付など、衆議の収集に努めた。(青林書院刊、牧英正、藤原明久編『日本法制史』中、古井蒼生夫執筆部分。『国史大事典』「左院」稲田正次担当。)

政治の場で、五箇条の御誓文にうたわれた「広く會議を興し、万機公論に決すべし」という趣旨の會議体を組織するのは、全く新しい試みであり、集められたメンバーの議論をどういうふうにとめるか、試行錯誤の連続だったにちがいない。新制度を発足させるにあたり、正院、左院のトップたちが會議体の幅を広げるためにたまたま特赦の対象となった秋月、手代木を加えたということだったのであろうか。

左院の議事に参画するということは国政に関わることである。ただ、議官から議生まで等級が付けられているので、立場によって取り扱う内容に大きな制約が出てくる。秋月と手代木も、同年任官すると同時に建白書を提出している。この扱いがどうなったのか明らかではないが、手代木はこの年十一月地方官に転出、香川県権参事になっている。手代木にとっては、中央官庁で組織の中に組み込まれるよりも、地方で土地とそこに暮らす人間とに具体的に関わる仕事の方がよかったのかも知れない。

九

中央政府の役人に指名されたとはいえ、その組織は出来たばかりで、試行錯誤が続いている。説明を受けても十分理解できたとはいえないところがいっぱいあったにちがいない。生活の保障が出来た今、さしあたっての関心事は、どうしても家族の問題になる。

さて、右の振り合いに御座候ところ、一通りの旅装などにて金子も余慶は御座なく、即日より大困りに御座候ところ、しあわせのつごうに馬喰町愛宕町橋元丁津久井屋と申すところへ、佐野貞

次郎止宿、浩之丞も一日よりは右へ同宿、貞次郎義しつかい金主いたしくれ、内外万事世話に預かり候て、ようよう間を合わせ候。

所持金が足りず困っているところで佐野貞次郎に会い、浩之丞も佐野の宿屋に同宿してしつかり金の面倒をもらったという。佐野は、一月の手紙に出てきた悌次郎の目標とした金持ちである。

その後、先の手紙に記されていた浩之丞の病状報告が続く。

浩之丞こと、後藤氏引き受けくれ、至至極よろしきつごうにて修行に取り掛かり候ところ、十三日よりのよし、非常の腹痛にて居るも起くるも仕方なきほど痛み候よし、内癰うちの下地もとじと申すことに御座候。着翌日すぐに見舞い候らえば、さてさてやせこけたる気色あわれに御座候。しかるところ、後藤殿は、当時第一等のお役人ゆえ、この節の名医岩佐純と申す人へ療治を頼みくれ、療法まことよろしきを得、病根は切れ候ほどのことに御座候。

浩之丞のことは後藤氏が引き受けてくれて、いいんばいで修行が始まったのだが、十三日だったか、とつぜん激しい腹痛に襲われ居ても立ってはいられぬほどの苦しみ、癰という急性化膿性炎症だそうで、二十一日見舞いに行ったら、やせこけてあわれな様子だった。後藤氏が岩佐純に治療を頼んだ結果みごとに根治した。先頃私の仮宿に引き取ったが、今では本を読んだり手紙を書いたり、私の衣服の世話ぐらいいは出来るまで回復したので、一安心だ。

前使では医師の名が湯沢となっていた。岩佐純は、明治五年当時、宮内省の大侍医（五等職）で、後には明治天皇の侍医となり、宮中顧問官を兼ねた人物である。浩之丞を書生として托した後藤、その後藤が口利きしてくれた医師のレベル、秋月の隠れた人脈が知られる。

浩之丞の件は、胤孝も付き添ってくれ、大変な出費になったが、佐野がすべて面倒を見てくれたから、詳しい話は彼から聞いてもらいた

いと、三郎に苦しい事情を打ち明ける。その上で長崎家に嫁いだ次姉ツヤについては、幸右衛門に連絡、悌次郎宅に寄留ということにしたと落ち着き先を決め、さらに母も同じく我が家に寄留とする。まだ住まいも決まらず、月給ももらっていないので、住まいが決まり次第連絡するので、母も三郎裁量でいっしょに来てもらいたい、旅費は必ず工面すると、ここでも問題は費用のことである。しかし、自分が若松に戻るということがあるやもしれぬ。だったら少し待って、旅費分と少々の手当を送ることにして、そちらにいる方がよいということになるのか、この点はそちらで十分相談して決めるようにと、細かく指示している。

妻子共も速やかに呼び寄せ申したく御座候らえども、浩之丞全快の上ならでは参りかね、一月二月は手遅れおそにあいなり申すべく待ちかね候らわんと察し、気の毒に御座候。

国元で親類縁者からいろいろ頼まれていたことを実現するのは難しい。斗南から妻子を連れてくることも、浩之丞が全快するまでは無理だろう、胤永のものが尽きることはなかった。

この時連れてきた京三郎は、利発で言葉少なに立ち働き、浩之丞の代わりになって胤永の役に立ってくれた。

下谷 練り堀小路

小笠原主膳殿 同居

秋月少議生

このとおりにお認め下され候らえば、かえって届き方につごうよろしく御座候。

四月一日付けの三郎宛の手紙の結びに、彼はこんなふうに仮の住所を連絡している。

こうして悌次郎の、東京における少議生としての生活が始まった。

二〇二一年五月十五日